

## 登録申請に必要な書類一覧

		提出する書類	備考	チェック欄
申請書		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書 ※ セーフティネット住宅情報提供システムで事業者（賃貸人）のアカウント登録をしていただき、事業者向け管理サイトにログイン後、登録申請書を作成・印刷してください。	別記様式第一号 別紙 別添	<input type="checkbox"/>
	添付書類	1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図	間取図	<input type="checkbox"/>
	2	登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）並びに建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建築物の所有者及び転貸借人が法第 11 条第 1 項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	誓約書	<input type="checkbox"/>
	3	登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第 11 条第 1 項第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面		<input type="checkbox"/>
	4	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第十二条第一号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面		<input type="checkbox"/>

	提出する書類	備考	チェック欄
5	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和 56 年 6 月 1 日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類（次のイからニまでに掲げる書類のいずれか）	申請書に、階数に応じて、つぎの竣工年月の記載があれば提出不要 ・ 1～3 階建て 昭和 57 年 6 月以降 ・ 4～9 階建て 昭和 58 年 6 月以降 ・ 10～20 階建て 昭和 60 年 6 月以降	<input type="checkbox"/>
	イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する基本方針のうち同条第 2 項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書	耐震診断結果の報告書	<input type="checkbox"/>
	ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 3 項の建設住宅性能評価書	建設住宅性能評価書	<input type="checkbox"/>
	ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類	既存住宅売買瑕疵保険契約締結書の写し等	<input type="checkbox"/>
	ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類		<input type="checkbox"/>
6	登録の申請が基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであることを誓約する書面	誓約書	<input type="checkbox"/>
7	その他知事が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>